

千葉県動物愛護推進員と
猫の困ったにゃ～を
考える



(ふっつ)

2 2 にゃんとも
相談室

2024.10 vol.6

令和2年に罰則が強化されました!

犬・猫などの愛護動物を

遺棄・虐待することは犯罪です



愛護動物を殺傷した場合
5年以下の懲役または
500万円以下の罰金

愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の懲役または
100万円以下の罰金

捨てる



動物を傷つける



世話をおこたる



動物虐待を見つけたら、保健所・動物愛護センター
または警察署(110番)へご相談ください
君津保健所 (0438-22-3743) 千葉県動物愛護センター (0476-93-5177)